右 右 生活保護法による介護機関の指定

政健

同同同策

. . .

:

: :

告

示

目

次

保安林の指定施業要件の変更予定.....

林

課 :

同 政

:

껃 껃 껃

同

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定...... 救急病院の設置.....

(医療薬務課) ... (障害福祉課) ...

껃  $\equiv$  $\equiv$  生活保護法による指定介護機関の廃止の届出..... 称及び所在地変更の届出...... 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名 変更の届出...... 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地 変更の届出...... 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地

同.....

右

同

公

営 企

正する規程

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改

(経営企画室)

第三千三十八号

平成二十一年 (金曜日)

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 青森県告示第二十九号 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十一年一月二十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

センター 外式会社五	名称	居宅介
〇 ツ谷五五四の一 五所川原市字一	所 在 地	護事業者
通所介護	類	居 官 官 官 で う で で で で で で で で で で で で で
のスデイ りセンター たンタービ	名称	居宅介
町四丁目五五五町川原市松島	所 在 地	護事業所
<b>三平</b> 三成 三	地	

青森県告示第三十号

同

: ÷

 $\equiv$ 

同

· ::

同

\_ :

同同

:

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

ネ スティー イオ	名称	介護予
目二の一八戸市内丸二丁	所 在 地	防事業者
貸福介 与祉護 用予 具防	類	事介 養護 D予 重防
険サー ビス ス	名称	介護予
目八 二戸 の市 一内	所在	防事業
<u>丸</u> 丁	地	所
<b>등平</b>	年指 月 日定	

示

二0· 九·二三	川目一七の二大字易国間字大下北郡風間浦村	まエ インルー インルー インスホ	介応認介 護型知護 通症予 所対防	ミ平一の一字倉石中市字上三戸郡五戸町大	え株式会社 全社
110• 11•110	尻四四の一 大字妙堂崎字崎 北津軽郡鶴田町	り ー ムさ きし オ	生応認介 活型知護 介共症予 護同対防	中田池田三の三	ム くら ファー
110・11・1九	町四丁目五五五所川原市松島	のセナナ カセンター たタービ	通介 所介護 予防	〇 ツ谷五五四の一 の一 の一	セ所株ンター アエア アエア アエア アエア アエア アエア アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・ア

## 青森県告示第三十一号

第五十五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

<ul><li>□ 平</li><li>□ 一</li><li>□ 一</li></ul>	丁 目 二	市内丸二	の八一戸市	険サービス 中村介護保	の一八戸市内丸二丁目二	ネスティー イオ
年月日	地	在	所	名称	所 在 地 主たる事務所の	名称
指定	旂	売事業	祉用具販売事業所	特定福祉	祉用具販売事業者	特定福祉

## 青森県告示第三十二号

介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したの 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、 同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

# 青森県告示第三十三号

ネスティー 有限会社オ

の一の一の一丁目二

ー 映サービス

の一八戸市内丸二丁目二

등平 亡成

名

称

所 在 地

名

称

所

在

地

年指 月 日定

事 業 業 者特定介護予防福祉用具販売

事 業 所福祉用具販売

所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十一年一月二十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

変更後	変更前	<u>ک</u> خ	
堂! <i>j</i> t	J株 人式 ご会 J社	名称	居宅介
六字 の岩 六オ 田 -	計所	所の所在地 ・	介護事業者
道角が記	f	類 類 <b>3</b> 利	事居 養宅 介 重護
ーぎ堂リ ビデやハ スイサ サ		名称	居宅介
一字五 四中所 四平川	六字五 の岩所 六木町 町原	所在	介護事業所
の井原 二町市	四十川 / パボ川 の井原   町原 二町市   一市		<i>F/</i> I
100 1110	平 成	年月日	变 更

青森県告示第三十四号

示する。 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の 所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

変更後	変更	Σ	
後	前	5	ì
堂!	J株 N <del>ゴ</del>	名	
, !	対式	称	介護予
六号 の社 六才 田	当所	称またる事務	
通所介護	護 予	0	重介 養護 予 重防
ーぎ ビデ スサ	堂リ や八 すビ らリ	名称	介護予
一字五四中所	六字五 の岩所	所	護予防事業所
四中所 四平川 の井原	が岩川	在	棄 所
の井原二町市	町原一市	地	
	平 成	年月日	

## 青森県告示第三十五号

所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の 規定により告示する。 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

所ふくろうのの	ろ援う事の業
うの を を を を を を を を を を を を を	ふ護 く支 ろ援
名	称
F	宅介護

## 青森県告示第三十六号

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

有限会社パ	名称	居宅介
○ 二番町四七の一 十和田市西二十	所 在 地	護事業者
管居 理宗 指療 導養	類事	居 養宅 介 重護
局 しんまち薬	名称	居宅介
ーポ五号ピーコ	所 在 地	護事業所
<b>□平</b> □0. □0. □	地	

## 青森県告示第三十七号

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

ン 有 レ イ イ パ	名称	介護予
〇 二番町四七の一 十和田市西二十	所在地地 地	防事業者
管居介 理宅護 指療予 導養防	0	事介 養護 D予 重防
局 しんまち薬	名称	介護予
ーポ五号 コンカンカンカン市新町一〇	所 在 地	防事業所
□ 三 平	年日	廃 止

### 青森県告示第三十八号

ıί 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定によ 次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

### 青森県告示第三十九号

号の規定により公示する。 自立支援医療機関 (精神通院医療) を次のとおり指定したので、同法第六十九条第 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

\_

在	地

#### 青森県告示第四十号

青

森

第三号の規定により公示する。 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) がその指定を辞退したので、同法第六十九条 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第六十五条の規定により、 次 の

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

総合病院と	シなみおか ま問看護ステー	名
五戸	テーショ	称
三戸郡五戸	青森市浪岡	所
二戸郡五戸町字沢向一七の三	青森市浪岡大字浪岡字浅井二〇五	在
	五	地
"	平成三・一	年指 月 日退

## 青森県告示第四十一号

規定により告示する。 年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法 (昭和二十六

平成二十一年一月二十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字長慶平字仁瀬三四、字西仁瀬

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。

び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。 その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及

青森県告示第四十二号

規定により告示する。 年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法 (昭和二十六

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

に限る。) 、五、六の一、六の二、——の一、——の二、二四 八、大字長慶平字北仁瀬一の一、一の二、二、三の一、三の二 (次の図に示す部分 西津軽郡深浦町大字上長慶平字旭ヶ丘五の一、字城源寺五の一から五の四、 五の

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3

水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。 次のとおりとする。

公 営 企

す る。 青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布

平成二十一年一月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田

茂

昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程

理規程第六号)の一部を次のように改正する。 青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程 (平成十九年三月青森県病院事業管

第三条第一号中「三十」を「三十二」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年二月一日から施行する。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

在 定価小口一枚二付十五円一銭号 年週月・水・金曜日発行